

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

I 改正の趣旨

労働者災害補償保険制度においては、事業の種類ごとに保険料率が定められているが、事業の種類が同一であっても、業務災害について支給された労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定による保険給付及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和 49 年労働省令第 30 号）の規定による特別支給金の額と保険料の額から算定されるメリット収支率の値に応じ、個別事業の保険料率を増減（最大で－40%から＋40%まで）し、事業主の労働災害防止努力の促進や保険料負担の公平性の確保を図っている。

今般、毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたこと等により、スライド率や最低保障額が低くなっていた場合があったことを踏まえ、過少給付であった方については、その差額に相当する分等を追加給付として支給するところ、当該追加給付の額について、メリット収支率の算定に反映させないようにするため、所要の改正を行う。

II 改正の内容

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和 47 年労働省令第 8 号）第 18 条及び第 18 条の 2 の特例（メリット制）について、追加給付の額をメリット収支率の算定に反映させないものとする。

III 公布日

施行期日：公布日